

児童相談所 対応員（児童心理司）

応募締切：令和3年2月22日（月）

1. 募集内容

職種	児童相談所対応員（児童心理司）
採用人数	若干名
業務内容	【児童相談所開設前】 ・子育て相談課において、児童家庭支援の対応をするとともに、児童相談所設置に向けた相談・援助体制を検討し、整備する。 【児童相談所開設後】 ・児童心理司として子どもや保護者の相談に応じ、診断面接・心理検査・観察等、主に子どもの心理診断を行い、必要に応じて緊急な事案に対応する。

2. 募集要件・受験資格

次の（ア）及び（イ）をいずれも満たす人

（ア）昭和32年4月2日以降に生まれた人

（イ）児童心理司の任用資格を有する人（児童福祉法第13条第3項又は同法施行規則第6条）【別紙2参照】

3. 勤務条件

任用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
勤務地	【児童相談所開設前】 子育て相談課 奈良市役所1階（二条大路南一丁目1番1号） 【児童相談所開設後】 （仮称）奈良市子どもセンター内（柏木町255番地の1）
報酬	月額 166,500円 ※期末手当の支給あり。 ※時間外手当の支給あり。 ※通勤手当相当分の支給あり（片道2km以上の場合、上限あり）。
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間）
勤務日数	週4日
休日	土曜日、日曜日、月曜日から金曜日のうち所属長が指定する日及び祝日、年末年始
休暇	年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇等）
服務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
条件付採用	地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員として正式採用となります。
社会保険	健康保険・厚生年金・雇用保険 ※年齢により介護保険に加入

災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
------	--------------------------------

※児童相談所の開設時期や条例・規則の改正等に伴い、変更となる場合があります。

4. 申込方法等

申込方法	別添の履歴書に必要事項を記入し、令和3年2月22日までに子育て相談課へ郵送または持参してください（郵送の場合は2月22日必着）。
選考日時	令和3年2月24日から令和3年2月26日までの間で、調整し連絡いたします。
試験の方法	<p>(1) 書類選考（※提出書類は返却いたしません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市会計年度任用職員登録申込書兼履歴書 ・ 募集要件に該当する資格がわかるもの （資格証の写し・成績証明書の写し等） ・ 小論文 800字程度 テーマ「児童虐待対応における児童心理司の役割と被虐待児の自己肯定感」 （手書き・Word形式いずれも可、手書きの場合は市販の原稿用紙（400字詰め）2枚程度） <p>(2) 面接選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別面接
結果通知	令和3年3月1日までに選考結果を本人宛に郵送します。
採用予定日	令和3年4月1日

※議会の予算案審議状況により、変更となる場合があります。

問い合わせ・申込先

<住所>〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所

<担当課>子育て相談課 児童相談所設置準備室

<電話番号>0742-34-4804

<受付時間>土日及び祝日を除く 午前9時～午後5時